

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	定期事業者検査（原子炉格納容器スプレイ系機能検査）の実施前に、検査要領書内の検査手順書記載の弁番号に誤記が認められたため、誤記を訂正	D	
2	1号機	活性炭ホールドアップ装置用所内空気元弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	1号機	所内ボイラ用給水ポンプ（No. 1）の軸シール部より水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	1号機	定期事業者検査（非常用予備電源装置検査）において、過速度停止試験要領書記載の判定基準に誤記が認められたため、誤記を訂正及び対応検討	C	
5	1号機	循環水系逆洗弁ピット内ストームドレンサンプ（B）のレベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
6	3号機	3・4号機送電線開閉所圧縮空気供給装置用低圧レシーバタンクの点検において、タンク上部のボルト締付部（6箇所）よりエアリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
7	3号機	復水脱塩装置通菜再生用苛性ソーダタンクの苛性ソーダ受入弁に開動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	5号機	コントロール建屋計算機室空調機のVベルトより異音の発生が認められたため、当該ベルトの張りを点検・調整	D	
9	5号機	コントロール建屋高圧配電盤室換気空調系排気ファンの点検において、ファンシャフトとVプーリー取付穴部の嵌合値に管理値外れが認められたため、Vプーリーを交換	D	
10	5号機	タービン建屋ストームドレンファンネル（復水脱塩装置脇アイシャワー室）に腐食が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
11	その他	使用済燃料共用プール用燃料取扱機の点検において、主ホイスト荷重検出装置に各種デジタル表示の異常点滅が認められたため、当該検出装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで